令和元年度都区財政調整協議会幹事会協議内容(第3回都区財政調整協議会: R2.1.8)

取扱注意

【都側提案事項】

1算定方法の見直し等

- ' ' '	弁だり位いた色とす				
No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向	
1		平成25年度財調協議において、区側は外国人生活支援等事		外国人生活支援等事業	
	事業費及び住居表	業費の案内板、標識等には「観光案内板」「広報案内板」		費について、算定内容	
	示管理費の見直し	「街区表示板」が含まれると主張していたが、観光案内板		(工事請負費)を見直	
			特別区としては、住居表示街区案内板に係る経費を住居表		
			示管理費に反映させ、整理をするよう示したが、当該案内		
		併記に係る経費についても、表示板設置時からローマ字併			
		記が標準化しており、対応済みであることが都側調査で確		(需用費)を見直す。	
		認できたことから、外国人生活支援等事業費の案内板、標	に沿って整理する。		
		識等に係る経費を廃止する。			
		また、住居表示管理費では、住居表示制度に係る表示板と			
		して住居表示板と街区表示板が算定されていると考える			
		が、都側調査によるとこれら表示板経費に過大算定が生じ			
		ていることから実態を踏まえた見直し行う。			
		なお、区側が今回新たに算定すべきとする住居表示街区案			
		内板は主に区道上に設置される公共サインであることから			
		当該案内板の設置に係る経費は、観光案内板及び広報案内			
		板と同様に、都市景観創出向上事業の算定対象となるた			
		め、都側提案を見直す必要はないと考える。			

1算定方法の見直し等(つづき)

<u> </u>	<u> 定万法の見直し等</u>	(')')さ)		
No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
2	る経費の新設 (態容補正)	総務費において新規に算定することを提案するが、本事業は環境所管で実施しているという特別区の状況を踏まえ、衛生費で態容補正により算定すべきとする区案に異論はないため、区案に沿って整理する。なお、森林環境譲与税は、その使途を踏まえると、標準算定施設の改築時の木材利用等、普通交付金の投資的経費と重複算定する恐れがあるが、このような場合における木材利用等については、投資的経費とは別に、本経費で算定さ	する森林環境譲与税と同額を基準財政需要額として算定するもので、妥当な内容であることから、都案に沿って整理する。また、森林環境譲与税の創設の目的が、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図ることであり、特別区では環境所管において、森林環境贈与税の趣旨の観点を踏まえた森林整備や木材利用等の環境への取組を推進させていることを踏まえると、衛生費の態容補正により整理することが妥当と考える。なお、特別交付金に係る取扱いについて、区側として異論はない。	について、態容補正に より新規に算定する。
3	化事業費(態容補 正)の廃止	福祉サービス安定化事業経費が導入されてから20年が経過	れてきたことは、区側としても認識している。その中には、法改正等によって義務付けられた事務に係る算定されて然るべき経費も含まれており、必ずしもすべてが福祉施策を自主的、弾力的に展開するための経費が一定程度財調上に算定されてきたことも踏まえると、本経費は概ねと終えたものと整理することもやむを得ないと考える。しかしながら、本経費は特別区全体の基準財政需要額の1%に相当する大規模な算定であり、単年度での廃止は、区間配分が変動し、各区の財政運営に影響を及ぼすことも懸念されることから、令和2年度から段階的に算定額を縮減し、令和4年度に算定を廃止すべきと考える。	業費の態容補正について、令和2年度から段階的に算定額を縮減し、令和4年度に算定を廃止する。

1算定方法の見直し等(つづき)

	<u> 正月法の兄担し寺</u>		— _ w > 1.	2.2.2.= 1.7
No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
4	等事業費の見直し	認証保育所の施設数について、令和元年10月1日時点の施設数をもとに、標準区における算定施設数を、A型16所から14所に見直す。一方で、B型については、現行の2所を据え置く。あわせて、1施設あたりの年齢別定員数について、平成31年4月1日時点の定員数をもとに、B型の0歳児を9名から8名、1・2歳児を13名から14名にそれぞれ見直す。また、現在、標準区において1施設が設定されている開設準備経費については、令和2年度以降の特別区における開設予定数が些少であることを踏まえ、算定を廃止する。なお、現行算定では、都補助単価に連動して毎年度単価が見直されている一方、施設数及び定員数については、直近の状況が反映されていないことから、令和3年度以降の標準区設定にあたっては、毎年度、今回と同様の方法により、規模を設定し直すこととする。	区経費を見直すものであり、特別区の実態を踏まえた算定 であると考えられることから、都案に沿って整理する。	
5	(健康づくりフォローアップ指導事業費)の廃止	本事業は、平成4年度財調協議で新規算定されて以降、一度も見直しがなされておらず、実施根拠である都要綱が廃止されている。また、本事業との重複を指摘した特定健診や健康増進事業は、過去の協議で適切に新規算定や見直しがなされていることから、本事業の算定は廃止すべきと考える。しかしながら、経費の検証を踏まえ判断すべきという区側意見や事業実態を把握することも必要と考えることから、特定健康診査や健康増進事業以外の事業で、既算定において改めて協議したいと考える。	もって廃止するというものであり、内容及び経費の検証が 行われていないため、妥当ではないと考える。	
6	管理費 (態容補 正)の算定方法の	財調算定の簡素・合理化の観点から態容補正を廃止し、23 区総体で影響が生じないよう単位費用化を図る都案は、18 区で決算額に近い額になる又は算定額が改善されるため、 都案に沿って整理すべきと考える。	算定の簡素・合理化の観点から、態容補正を廃止し、単位	目として整理する。

1 算定方法の見直し等(つづき)

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
7	教室冷房設備)の廃止	教室の冷房設備に係る経費については、経常的経費と投資的経費で二重に算定されている。なお、維持管理経費については、経常的経費に含まれていたか明確にされていない。また、平成25年度財調協議での投資的経費の見直しに伴う維持管理経費等の経常的経費への反映についても、平成26・27年度財調協議において整理がついているものと認識しているが、今回、都区双方で確認することができた一部の二重算定を解消するため、経常的経費の算定を廃止する	投資的経費では改築サイクルである47年に1回、改築に合わせ空調を設置する経費のみが算定されている。一方、経常的経費はすべての教室にリースで空調を設置・稼働するための経費を算定していることから、すべてが二重算定となっているとは言えない。また、現行の経常的経費は、維持管理経費を含んで算定していることから、仮に当該経費を廃止し、設置に係る経費をすべて投資的経費で算定である。であれば、維持管理経費を別途算定すべきである。これらのことから都案は妥当ではないと考える。都側修正案は、維持管理経費を含まず、普通教室に係る空調設備経費のみを改築経費から除外する内容となっていることから、都側修正案に沿って整理する。	ついて、投資的経費の算定内容(改築経費)を見直す。

【区側提案事項】

1都区間の財源配分に関する事項

項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
1 児童相談所関連経費	中国の区側提案準区を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	都区財調の基準財政需要額に算定した上で、都区間の配分割合を変更することを提案する。特別区が児童福祉法に基づく児童相談所設置市に指務のその場立とにより、当該区の区域においる。 当該区の区域においる。 当該区の区域においる。 当时、	

1都区間の財源配分に関する事項(つづき)

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
費	つづき)	ることは、都区的場合では、関連を表している。 は、都区的場合では、関連を表したが、ののでは、関連を表して、ののでは、関連を表して、ののでは、関連を表して、ののでは、関連を表して、がなが、ののでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	1点目として、来年度以降、順次、特別区が児童相談所設置市となることによって、当該区の区域において、児童をとによることによっな都区のの区域で変更することに基づき、明確なおでののとの対理を変更することに基づき、明確ながでの合意事項である。役割分担に応じての合意事項で等にに要して、場に、まれて、当該区の対理をでのの対応に関連をとの表して、まれて、当該区の対理をでのの対応に関連をでのの対応に関連をでのの対応に関連をでのの対応に関連をでのでは、本のの対応に対して、表して、ののの対応に対して、表して、ののののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののである。と、は、おのでは、おのでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのである。と、は、おのでは、おのでは、といると、は、ないのでは、といるとは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	

1都区間の財源配分に関する事項(つづき)

項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
児童相談所関連経費(つづき)		3点目として、来年度、財調算定の上、配分割合を変更し、その翌年度以降、特別区の児童相談所設置が増加する中で、決算実績により、その需要を見直しつつ、その算定規模を踏まえて、配分割合も順次変更していくことは、明確な役割分担の変更である以上当然の対応であり、技術的にも可能と考える。 4点目として、「今後、開設を予定する22区の半数である11区の児童相談所の決算が出た時点で改めて協議すべき」との都側の見解であるが、何故半数の区の実績を待たなければならないのか、理解ができない。それまでの間、財源の保障がされないことになると、現在の配分割合の財源の中で、新たな役割である児童相談所関連事務を対応せざるを得ないこととなる。すなわち、特別区は、現在の区政運営のサービス水準を低下せざるを得なくなる可能性が生じると考える。以上、申し上げたとおり、来年度に配分割合を変更し、以降も、その算定規模に応じて、順次、配分割合を変更すべきと考える。	

2 特別区相互間の財政調整に関する事項 基準財政需要額の調整項目

**	別以而女領の調査を 「 _{活日}		区の本文十	ましゅの七点
	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	診断経費)	施しているとのことであるが、他の自治体の実施状況については区側調査によると都内26市のうち9市の実施状況が不明であることから標準区経費として算定する妥当性を判断することができない。	区側としては、本事業は、議会運営や議員活動を補完する事業であり、23区中18区で実施している実態を踏まえれば、標準的な経費として算定されるべき事業であると考える。また、他の自治体の状況をもって、判断されるものではないと考える。	目として整理する。
	調査費 (防火設備 点検)	きがあることから単価設定の方法を精査する必要があると 考えるが、修正案は、都側の意見を踏まえ単価を再設定し たものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準で あることから、区側修正案に沿って整理する。	都側の意見を踏まえ、単価設定の方法について見直し、改めて標準区経費を設定した。	て、新規に算定する。
3	事業費 (通訳タブ レット運用経費)	のような窓口で何台配置するのか、標準的な配置モデルを 設定し、経費設定すべきと考えるが、修正案は、都側の意 見を踏まえた通訳タブレットの標準的な配置モデルの設定 となっており、標準区経費として合理的かつ妥当な水準で	窓口業務で活用される通訳タブレットに係る経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、本庁舎における戸籍住民、課税、国保・年金などの手続きに係る区民関係窓口及び福祉関係窓口に合計5台を配置する標準モデルを設定し、改めて標準区経費を設定した。	費について、新規に算 定する。
	経費	物騰率を乗じていることから社会一般の情勢に適応した水 準が反映されているものと考える。 また、外部有識者や外部委員の活用と直接関連のない委託		目として整理する。

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
5	り推進事業費(自 動通話録音機貸与 事業)	当該経費は都補助事業に基づくものであることから補助上限に基づき経費設定すべきであり、購入単価の設定についても区毎の予算から設定するのではなく、23区全体の経費実績合計を購入台数合計で割ることで得られる購入単価を用いるのが妥当と考えるが、修正案は、都側の意見を踏まえた経費設定となっており、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	している自動通話録音機の貸与に係る経費が増加している 実態を踏まえ、算定を充実する。 都内の特殊詐欺被害の増加及び特別区における高齢者数の 推移を踏まえ、令和元年度予算から設定した標準区経費 は、適正な水準であると考えるが、都側の意見を踏まえ、	
6		特別区や近隣市の選任実態から標準区経費としての普遍性 が認められるものとして、区案に沿って整理する。	任実態に基づき、副区長を2名に見直し、算定を充実する。	
7	調査費	平成26年度財調協議において「今後も投資的経費に係る標準施設の見直しを行った際には、その結果を本項目の算定に適切に反映していく」と整理しており、標準区経費は現行単価を変えずに面積増加分を反映していることから、区案に沿って整理する。	が設定されているが、平成29年度財調協議の標準施設面積の見直しに伴う面積増加分が反映されていないことから、	費について、算定内容
8	運用経費	標準区経費について、各区の委託料にばらつきがあるため 精査する必要があると考えるが、修正案は、都側の意見を 踏まえ各区の委託料を精査したものであり、標準区経費と して合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に 沿って整理する。	な財務書類作成支援に係る経費について、算定を充実す	経費について、算定内 容(経費全体)を見直
9	員選挙公営費	ポスター掲示場設置経費は、平成26年度財調協議で整理した設定方法に基づき、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」が示す金額を使用して標準区経費を再設定する必要があるほか、関連経費も併せて見直す理由についても明らかにすべきと考えるが、修正案は、都側の意見を踏まえた方法でポスター掲示場設置経費を再設定したものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準と考えられる。また、公費負担の引き上げに伴い関連経費を見直す必要も理解できることから区側修正案に沿って整理する。	議会議員選挙運動用ビラの作成に係る経費について、新規に算定するとともに、ポスター掲示場設置経費などについて、算定を充実する。 関連経費の見直しについては、平成28年4月8日施行の「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」に基づく、自動車の使用、ビラの作成及びポスター作成の公費負担額の引き上げが行われていることによるものである。	挙公営費について、算 定内容 (需用費、役務 費、委託料、使用料及

項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
【投資】地域交流 施設 (区民セン	都の考え方 平成25年度財調協議では、500席以上の常設座席が設置されたホールを有する施設であることを基準に区区民センれたであることを基準に区区民ではないたで設立し、500席未満の常設座席が設置されたでルを設立し、500席未満の常設座席が設置されたでルを設立したがはなり、または、多一の標準規模を設定したがはなり、大幅ではないとを基準に地域と大幅であるでは、大幅であるとのではないとも、大幅であるとのではないとも、大幅であるとのではないとも、大幅であるとのではないとも、と改らにより、と改らのののではないとのではないでは、大幅であるがあるがあるとのでは、大幅であるがあるがあるとのでは、大幅であるがあるがあるとのでは、大幅であるがあるがあるがあるが、となりについては、大幅であるがあるがあるがあるが、大幅では、大幅であるがあるが、大幅では、大幅では、大幅では、大幅では、大幅では、大幅では、大幅では、大幅では	現在、区民センターにつるによいでででは、、からのでででは、、からりとなる施設としては、ならりの有無としては、ならりの有無しいとのでではないででではないででではないでででではないでででではないでででではないでででではないででででではないでででででででで	地域センター(標準では、算に内容(標準を見直す。)を見直す。なお、区民とは、協議していいった項目としてもいった項目としてもなかった項目としてもなかった項目としてもなかった項目としてもなかった項目としても
	定している特別区民税等の10%分を合わせた25%分の自主 財源を確保しており、自主財源事業とは、この自主財源を		

	<u>「準財政需要額の調整項目(つづき)</u>				
	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向	
11	名簿作成等経費	都としても、「災害対策基本法」により、区が避難行動要 支援者を把握し、名簿を作成の上、避難支援等関係者へ提 供することが義務付けられていることは承知している。 標準区の対象経費に、普遍的でない経費や事業の実施頻度 の確認をすべき経費が含まれている点は、精査する必要 あり、こうした点を踏まえて標準区経費を再設定した区側 修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修 正案に沿って整理する。 なお、条例で個人情報の提供同意を不要と定めている区が 現時点でも4区あり、近年の度重なる自然災害を受け、今後 こうした条例制定の動きが他区に広まることも想定され る。そうした場合には、当該事業についても見直す必必要 があることから、引き続き各区の動向には注視していく必要 があると考えている。	援者名簿の作成等に係る経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、普遍性の観点等から数値を精査し、 改めて標準区経費を設定した。	避難行動要支援者名簿 作成等経費について、 新規に算定する。	
	策事業費	ただし、予算を用いて標準区経費を設定している点は、標	プ研修の実施に係る経費について、新規に算定する。 各区の取組が拡大傾向にあることを踏まえると、予算数値を用いて標準区経費を設定すべきという考えに変わりはないが、基準財政需要額に整理することを優先し、都側の意見を踏まえ、平成30年度決算をもとに、改めて標準区経費を設定した。 また、事業目的に照らせば、都事業の終了を契機として、その段階において改めて算定の要否を検討することはやむを得ないと考える。	業費について、新規に 算定する。 なお、都の補助事業が 存続する間の算定とす る。	
13	事業費	当該事業は、今年度、都の「子供家庭支援包括補助事業」から個別補助事業に移行したものであり、移行後も補助内容には変更がない。区側提案は、都の包括補助事業の対象であった当時の平成30年度実績をもとに標準区経費を積算していることから、妥当と考えられるが、外国人人口の多寡に応じて算定額を増減させる密度補正 I を反映させる必要がある。この点を反映させた区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	対し補助を行う経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、密度補正を適用するよう数値を精査 し、改めて標準区経費を設定した。	費について、新規に算	

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
14		から個別補助事業に移行したものであり、移行後も補助内 容には変更がない。区側提案は、都の包括補助事業の対象	都側の意見を踏まえ、密度補正を適用するよう数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	いて、新規に算定する。
	助成費(国保情報 集約システム管理 委託料、保険給付 費等交付金(普通	通知や福祉保健局の見解を踏まえると、事務費に当たる経		管理委託料及び保険給

	学別以而安領の調査項目(フラビ)				
	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向	
16		(基準財政需要額の算定について) 区立の児童相談所は、租時点においては関盟実態がないた	(基準財政需要額の算定について) 基準財政需要額への算定について、児童相談所設置市と	児童相談所関連経費に	
		め、都の児童相談所を参考に標準区経費の設定を行ってい		り新規に算定する。	
	// / / · · · · · · · · · · · · · · · ·	, ,,, , , , , , , , , , , , , , , ,	1件目は、児童福祉費の経常的経費として、児童相談所を開		
		準」なのかを判断する必要があり、様々な点について確認	設した場合の児童相談所等の運営費、措置費、各設置市事		
			務に係る経費及び社会的養護等に関する都の単独事業のう		
			ち、都と区の協議により、区が実施する方向で整理してい		
			る事業に係る経費についてである。都実績や国基準等を踏		
		べき」との見解が示された。	まえながら標準区経費のモデルを設定した上で、態容補正		
		都としても、今回の区側提案は、規模の異なる都児相の実			
		績や、予算・決算を用いた標準区経費の設定となってお			
			時保護所の次の更新に向けた改築・大規模改修経費についてです。		
			てである。各区の建設予定面積等を踏まえ、標準区モデル を設定した上で、態容補正により新規算定することを提案		
		■価値可の配置ができていない状況の中で、区元相の標準 区モデルでは人口3万人に1人の設定とされていること、ま			
		•	する。 3件目は、衛生費の経常的経費として、児童相談所設置市事		
			務である入院助産措置に係る経費についてである。都実績		
			や既算定の事業を踏まえながら標準区モデルを設定した上		
		の実績等を用いているため、恒常的な標準区の設定にでき			
		る状況にはないと考えている。	4件目は、児童福祉費の投資的経費として、児童養護施設等		
			の施設整備費に係る助成事業について、国庫補助基準を反		
		定しているが、都全体の経費を区部と市町村部の児童人口			
		の比率により按分を行っているなど、やはり区の実態とし			
			児童相談所・一時保護所の職員配置数や都単独補助事業で		
			ある障害児入所に係る運営費補助など、各数値を精査し、		
		さらに、現在各区では、子ども家庭支援センターを運営し			
		ており、財調上も子ども家庭支援センターに係る経費が算	(つつさあり)		
		定されている。			
		(つづきあり)			

項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
-	今回、区児相の施設規模の設定において子ども家庭支援セ		
	⟨ ンターの面積を除外しているとのことであるが、各区の設		
所関連経費		定している。現時点においては、区側提案は最も合理的か	
	行算定部分も含めて妥当な水準なのかについても、改めて		
(つづき)	確認する必要があると考えている。	置市となる特別区が増加し、区の児童相談所関連経費の実	
		態が捕捉できるようになった段階で、改めて算定内容を見	
	であれば、児童相談所設置後の子ども家庭支援センターの		
	あるべき水準としての面積を検証する必要があることか	(つづきあり)	
	ら、特別区の児童相談所が一定数増えた段階ではじめて、		
	検証・分析が可能」とあり、裏を返せば、児童相談所の経		
	費についても、特別区の児童相談所が一定数増えた段階で		
	はじめて、検証・分析が可能ということが明らかであり、		
	区側も認識している表れである。		
	このように、課題はあるものの、子どもの最善の利益、子		
	どもの安全・安心をいかに確保していくかという観点が最		
	も重要であるという都区双方の共通認識を踏まえれば、都		
	としても、児童相談所関連経費については、特別区で最初 に児童相談所が設置される来年度に合わせて需要算定すべ		
	に児里相談別が設直される米平度に合わせて需要昇足すべ きと考えている。		
	- · ·		
	なお、需要算定にあたっては都単独補助事業について区と 都の所管部署で最終的な調整をしている内容や、一時保護		
	所の附着記者と取べりな調盤をしている内谷や、一時保護 所の職員配置数を都の配置基準による修正を行うなど、提		
	こうした修正を経た上で、今後、区立児童相談所の決算が		
	出た時点、区立児童相談所の数が増えた時点で、基準財政		
	需要額の算定方法を見直すことを前提に、区側修正案のと		
	おり合意したいと考える。		
	(つづきあり)		

Ī	頁目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
容補正】 所関連経	登費 5生費含む)	年度途中に開設する児童相談所についても、児童相談所設置市となる時期を明示する政令指定を受けていることを前提に、区側提案のとおり月数で算定することとしたいと考えている。なお、再調整が行われる際には、政令指定の確	(年度途中開設の場合の算定について) 今後、年度途中の開設を予定している区が複数あることから、年度途中に開設した区の算定は、当該年度の開設月数分の算定を行うということも併せて提案する。なお、特別区が児童相談所設置市となるためには、当該区を児童相談所設置市と指定する政会のの開設時期も政令により認められる。そのため、年度途中開設であっても、開設時期が当該政令により担保されている。また、4月1日の時点で、政令が公布されておらず、正式な開設時期が確定していない場合の算定としては、原則再調整において、政令の公布状況を確認した上で算定を行うべきと考える。ただし、仮に再調整による算定ができない状況であれば、開設翌年度に、前年度の開設月数分を追加した算定をするなどの対応が必要と考える。	

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	事業費	は、各区が財政状況等を勘案の上、それぞれの独自の政策判断により実施していることから、標準的な需要ではないる。各自治体において、それぞれ独自の政策判断により、定者を実施している。各自治体において、それぞれ独自の政策判断により、での表達を実施している。主ではないが、財調との「ある」とが必要である。当該事業について、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	一方、財調の算定は、都補助事業の水準に準拠しており、 児童手当に準じた所得制限が設定されているなど、特別区 の実態に即していない。 所得制限等の撤廃については、これまでも都区で議論を をしたが、協議不調が続き、継続検討課題に位置取りで きたが、協議である。今回、子ども医療費助成事業看過必要 く状況の変化や、財調などを踏まえ、 ない状況にあることなりまながまえ、 をしながら、都側からは、各区が財政状況にある されでもの強力の政策判断によりといるがした。 しかしながら、都側からは、各区が財政状況でいる。 しかしながら、都側からは、各区が財政状況でいる。 しかしながもの独自の政策判断によの協議と同様の分別を 標準的な需要ではないというにされず、見直しおができていない。 区側としては、本事業の見直しは財調協議における重とに はしては、本事業の見直しは財調協議における重とに は、本事業のあると認識しており、引き続き算定の見論を はて、本事業のあると考える。	目として整理する。
	ホーム事業費	なものと考えられるため、区案に沿って整理する。	日帰りレジャー施設等の利用料助成を行う、ひとり親家庭休養ホーム事業費について、実施区数が9区で減少傾向にあること、また、実施区における対象者の要件や助成回数など、事業内容にばらつきがあることから、算定を廃止する。	ム事業費について、算 定を廃止する。
19	診)	ものを採用し設定されている。しかしながら、区民の健康 を守るという検診の趣旨を考えれば、実施状況の多寡では なく、国ががん検診に関して示している「がん予防重点健	算定対象を「55歳への検診」と設定したのは、区の実施状況を踏まえてモデル設定したものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であると考える。	目として整理する。

基準	集財政需要額の調整項目(つづき)			
	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
20	業費・風しん追加 的対策事業費	から示されていないものの、対策終了時の令和3年度末における抗体保有率の引上げ目標は示されているため、当該目標を達成するための需要から標準区経費を設定すべきと考える。 修正案は、合理的かつ妥当な水準であると考えるため、区側修正案に沿って整理する。なお、風しん抗体検査事業について、追加的対策終了後の状況を踏まえた検討課題とすることに異論はない。	風しん抗体検査事業については、追加的対策事業終了後の 状況を見極めた上で判断すべきと考える。	費について、新規に算 定する。 なお、令和元年度再調 整項目として算定 あ。 風しん抗体検査事業 については、次年度 降、引き続き検討る 課題として整理する。
		り、妥当ではない点があった。 修正案は、合理的かつ妥当な水準であると考えられること から、区側修正案に沿って整理する。	退院直後の母子に対して心身のケアなどを行う産後ケア事業に係る経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、平成30年度の都補助実績により改めて標準区経費を設定した。	て、新規に算定する。
22	脳炎Ⅱ期)		予防接種費について、日本脳炎Ⅱ期の接種率等を見直し、 算定を充実する。なお、接種率等は平成28年度から平成30 年度実績の数値により設定する。	
	歯科診療事業費	額や開所時間数に大きな乖離があるほか、診療日数や受診者数に関して、実施区の半数程度が標準区と同規模かそれ以下となっていることから現行算定が適切と考える。	現行算定は、開所時間数を半日としているが、多くの区で1日開所しており、実態と乖離が生じていることからも見直しが必要となる。	目として整理する。
24	ごみ収集運搬委		作業運営費について、平成29年10月の粗大ごみ処理手数料の改定を踏まえ、事業費(粗大ごみ収集運搬委託)及び特定財源(粗大ごみ処理手数料)を見直し、算定を改善する。	託・粗大ごみ処理手数

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
25		区案は、平成31年4月の埋立処分委託料の改定を反映した見直しとなっており、合理的かつ妥当な水準と判断できることから、区案に沿って整理する。	最終処分委託料について、平成31年4月の埋立処分委託料の 改定を踏まえ、算定を改善する。	最終処分委託料について、算定内容(経費全体)を見直す。
		るとおり、各区の行う事業は多様であり、決算額にも大きな差が生じている状況と認識している。標準区経費を見直しに当たっては、普遍性があり、事業量としても客観的に標準区として説明できる水準によるべきである。しかしながら、現状でそれを見出すことは困難であることから、現行の地方交付税に準拠した経費設定が妥当である。		目として整理する。
	情報システム運用経費)	を取っている点については、再度精査する必要があるが、 経費が突出している区の経費を除外して再積算するなど、 改めて標準区経費を設定し直した区側修正案は、合理的か つ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案 に沿って整理する。	都側の意見を踏まえ、経費が突出している上下2区を除外して、改めて標準区経費を設定した。	経費について、新規に 算定する。
28	正】建築公害費・ 【投資・態容補	しているため、区案のとおり整理するが、維持管理費については、「東京都自転車安全利用推進計画」において、補助金の交付対象でないことから算定すべきでないと考える。	建築公害費において、民設自転車駐車場の維持管理への補助に係る経費を、都市整備費において、民設自転車駐車場の整備への補助に係る経費を、それぞれ態容補正により新規に算定する。 整備費の算定を優先し、都側意見を踏まえ、維持管理費を算定対象から除外する。	容補正(自転車駐車場 整備事業)について、 民設自転車駐車場整備

基 準	準財政需要額の調整項目(つづき)			
	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
29	(都市整備調査委託、地区計画策定調査委託)	考えられるため、区側修正案に沿って整理する。 なお、都市整備調査委託は充足率が90%と高いことなどを	調査に係る経費の実態と算定内容に乖離があるため、算定を充実する。 地区計画策定調査委託は、都側の意見を踏まえ、再度経費の精査をしたところ、人口との相関が認められたため、回帰分析により改めて標準区経費を設定した。	について、算定内容 (経費全体)を見直 す。 なお、都市整備調査委 託については、協議が
30	正】橋りょう維持補修費		く法定点検に係る経費を新規に算定する。また、事業費全体及び特定財源について、実態と算定内容に乖離があるため、算定を充実する。 種別補正や段階補正の影響を加味した上で、法定点検に係る現行の決算額と算定額との乖離を埋めるように標準区経費を設定し、早急に見直すべきと考える。	目として整理する。
	策定経費	るなど、改めて標準区経費を設定し直した区側修正案は、 合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区 側修正案に沿って整理する。	及び特定財源を新規に算定し、算定を改善する。 都側の意見を踏まえ、国庫支出金及び都支出金の交付を受けている区の経費を基に標準区モデルを設定し、改めて標準区経費を設定した。	経費について、算定内容(経費全体)を見直す。
32	学校運営費 (IC T支援委託)	ICT支援員の配置に関しては、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018年度~2022年度)等において、「4校に1人配置」という目標水準が示されている。標準区経費については、当該目標水準を踏まえた設定とすべきであり、この点を踏まえ標準区モデルを設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。	等を行うICT支援委託に係る経費を新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、特別区の実態よりICT支援員1人当たり経費を設定し、国の目標水準を踏まえたものとなるよう、改めて標準区経費を設定した。	て、新規に算定する。

<u> </u>	学別以而安観の調査項目(フラピ)				
	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向	
33	学 運営費 で で で で で で で で で で で で で	空調設備に係る標準区の整備モデルについては、経常的経費での算定という性質を踏まえると、リースによる整備モデルに統一すべきと考える。また、標準区経費の設定に当たっては、特別区の1校当たり平均決算額ではなく、屋内運動場の標準事業規模に見合った経費を設定すべきと考えるが、これらの点を踏まえ、整備モデル等を設定し直した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。	よる整備モデルとリースによる整備モデルを設定し、令和3年度までに全校整備が完了する算定となるよう、屋内運動場の空調設備整備に係る経費を新規に算定する。また、工事による整備モデルにおいて、保守点検委託経費を新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、保守を含めたリースによる整備モデ	備費について、新規に 算定する。	
34		による標準区設定では妥当性に欠けると考える。 本事業の実施やその規模について、各区の政策的な判断に 委ねられている以上、標準区経費の設定に当たっては、少 なくとも特別区全体の実績を踏まえた上で設定する必要が		検討する課題として整 理する。	

<u> </u>	学的以而安領の調査項目(フラピ)					
	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向		
35	者負担軽減事業費	水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その 責任をもって定めたものであり、都内区市町村の「合理的	区部は都内市部に比べて、私立幼稚園等の保護者負担、金の保護者負担、名の保護者の保護者の保護者の保護者の保護者の保護者の保護者のよび、私主のののの、私主のののの、私主のののの、私主のののの、本事業は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う分別で、本事業は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う分別で、本事業は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う分別で、本事業は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う分別で、本事業は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う分別で、会会を保障するとともに、少う、知ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	目として整理する。		
36	策定経費	均額を取っている点については、再度精査する必要がある	都側の意見を踏まえ、計画未策定区も含めて積算する等、	経費について、新規に		

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	運営費(部活動講師謝礼等)	に委ねられている以上、標準区経費の設定に当たっては、 少なくとも特別区全体の実績を踏まえた上で設定する必要 があり、予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けると考 える。 また、部活動講師謝礼については、平成30年度実績に対す る充足率も91.2%と高いことや平成27年度財調協議におい	学校運営費の部活動のコーチ等として技術的な指導を行う部活動講師に係る経費について、1校当たりの経費を見直し、算定を充実する。部活動に関する昨今の状況変化を受けて、特別区の実績が年々伸びていることから、予算等の見込みで提案を行った設定し、合理的な算定を行っている事業も存在することがのである。また、予算等の見込みにより、標準区経費を設し、合理的な算定を行っている事業も存在することがのよりに区側として表してきるという考える。さらに区側としては、充足率のみを理由に妥当性を否定されるを関はないと考える。さらに区側としては、充足率のよりによって見直しの必要性を判断するという考えによって財闘を行っている認識はなく、本事業に関して言えば、社会情勢等を踏まえて見直しを行うべきと考える。	検討する課題として整 理する。
38	成人式運営費	が実施されており、会場や催事の内容も様々であり、各区の決算額にもばらつきがある。 そのため、決算額のみに着目し、標準区としてのあるべき	会場の設営、警備等の成人式の運営に係る経費について、 算定を充実する。 成人式運営費は多くの部分で各区が共通する経費であるこ とは明らかである。また、現行の算定内容は、長らく見直 しがされておらず、現在の特別区の実態と大きく乖離して いるため、現行の標準区経費設定時の状況と変わった項目 だけでも、区案のとおり算定すべきと考える。	目として整理する。
39	人英語指導員報酬・「総合的な学習の時間」推進経費	準区経費を設定すべきと考えるが、平成30年度決算により 改めて標準区経費を設定した区側修正案は、合理的かつ妥 当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に 沿って整理する。 また、実態が明らかになった段階で、標準区経費の設定を	令和2年度からの新学習指導要領の全面実施に伴い、外国人 英語指導員報酬に係る経費について、3・4年生に係る経費 を加える等、算定を充実する。併せて、「総合的な学習の 時間」推進経費における3・4年生分の外国人英語指導員経 費について、算定を縮減する。 都側の意見を踏まえ、平成30年度決算により改めて標準区 経費を設定した。なお、新学習指導要領全面実施後の特別 区の実態が明らかになった段階で、見直しを行うべきと考 える。	酬・「総合的な学習の時間」推進経費について、算定内容(経費全体)を見直す。

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
4		今回の区側の調査により、統合前校における平均築年数が		
		財調上の小中学校の耐用年数である47年を超えた52年であ		
		ることが、明らかになり、総体としては、都が従来から主		
	設関連経費の見直	張していた「老朽化した学校を統廃合している」という事	側の主張に、一定程度の合理性があることが確認された。	し、態容補正の対象か
	L	実を都区双方で確認することができた。	そこで本態容補正の対象から、統廃合による増改築を除く	ら統廃合を除外する。
		校舎の取壊し経費については、小中学校の校舎に係る改築	とともに、取壊しや施設転用に伴う経費等、様々な経費が	なお、令和2年度財調協
		経費として、新たな校舎の建設費や給食室設置経費、仮設	発生することから、統廃合に伴う特殊な需要として、校舎	議時点で、統合対象校
		校舎の建設に係る経費に加え、取壊し経費も既に算定して	取壊し経費を加算することを提案する。	名と統合新校竣工予定
		いることから、算定済と考える。	また、統合対象校名が計画等で公表されている統廃合につ	年度が計画等で公表さ
			いて、現行算定を継続する経過措置を設けるものとする。	
			なお、経過措置対象に統合新校竣工予定年度を追加するこ	
		新校竣工予定年度も含め、現時点で公表されている統廃合		る経過措置を設定す
			さらに、経常的経費の態容補正である学校数急減補正の激	
			変緩和期間を3年から、現行の地方交付税基準である5年に	
		の地方交付税に準拠した見直しであり、妥当であると考え		補正について、算定内
		る。	あわせて、小・中学校校舎の標準施設面積を、今後の学校	
			設備における「あるべき需要」である新世代型学習空間等	
		設備として新世代型学習空間等の設置が標準的であるか		義務教育施設改築経
			これまでの協議で、学校数急減補正の見直しなど、一定程	
			度、区側提案項目を反映できたものと考えている。本事業	
			については、長年に亘り見直しに向けた議論を重ねてきた	
			経緯もあることから、今回の協議内容で整理をしたいと考	
		区案に沿って整理する。	を呼りめることがり、 7回の m	9 0
			∠ ⟨ v . ′∅ °	

	財政需要額の調整。 項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
41		るが、提案の内容が多岐にわたっており、個別の事業ごとに提案内容の確認を行う必要がある。	幼児教育・保育の無償化によって、令和2年度から各区に生じる需要を整理する内容となっている。 無償化の対象である3歳から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児が幼稚園、保育所及び認定こども園などを利用する場合の保育料が無償になるため、各事業で算定している利用者負担額の見直しを中心に整理している。また、無償化の実施に合わせて、国が副食費の取扱いを変更したため、当該制度改正の内容についても反映している。さらに、無償化によって都の施策が見直されたことからこれに伴う需要の整理も行っている。 地方交付税においても、無償化に伴い生じる需要は基準財政需要額に、その財源とされる地方消費税の増収分が基準財政収入額にそれぞれ整理される。 財調においても、令和2年度から地方消費税の増収分が基準財政収入額に反映されることに鑑みれば、それに対する需要として、当然に反映すべき内容と考えている。	の方向については、No. 42からNo.56に記載して いる。
42	運営費)	利用者負担額の廃止については、国の幼児教育・保育の無 償化の内容を反映させるものであることから、ルール改定 事項として整理したいと考える。	区立幼稚園管理運営費について、保育料及び入園料を廃止し、算定を改善する。 利用者負担額の廃止をルール改定事項とすることについて、異論はない。	について、ルール改定
43	型給付費)	償化の内容を反映させるものであることから、ルール改定 事項として整理したいと考える。		

甘淮田北東東郊の田畝石口 (へべれ)

基準	準財政需要額の調整項目(つづき)				
L	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向	
44	施設等利用給付 (私立幼稚園(未 移行園)))	すべきと考えているが、区として国の制度改正である幼児教育・保育の無償化に係る事業を適切に実施する必要があることについては、都としても理解しているため、区案に沿って整理する。 なお、令和3年度以降の標準区経費については、幼稚園就園	幼稚園就園奨励費について、補助単価及び対象者数を見直すとともに、特定財源の負担割合を変更し、算定を改善を高。また、対象者数の多寡に応じて算定額を増減させる。また、対象者数の多寡に応じて算定額を増減させる「独園就園奨励費」から「子育てのための施設等利用給付(私立幼稚園(未移行園))」に変更する。本事業の見直しは、幼児教育・保育の無償化に伴う、幼稚園、実績が判明していない現状においては、見込数値を用いるべきと考える。なお、標準区の対象者数等を都数値により改定することについては、合理的な設定方法であり、妥当であると考える。	いて、算定内容(負担 金補助及び交付金、特 定財源)を見直す。 事業名を「子育てのた めの施設等利用給付 (私立幼稚園(未移行 園))」に変更する。	
45	補足給付を行う事業)	すべきと考えているが、区として国の制度改正である幼児 教育・保育の無償化に係る事業を適切に実施する必要があ ることついては、都としても理解している。 そこで、現在の実費徴収に係る補足給付を行う事業は、当 該年度の前々年度の国庫補助実績を反映させるため、毎年 度、都が把握する数値により標準区経費を設定しているこ	本事業の見直しは、幼児教育・保育の無償化に伴う、事業 スキームの変更を反映するものであり、実績が判明してい ない現状においては、見込数値により算定すべきと考え る。 都側の意見を踏まえ、密度補正を適用するよう数値を精査	付を行う事業について、算定内容(経費全体)を見直す。	
46	運営費)	は、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであることから、いずれもルール改定事項として整理したいと考える。一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考える。当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されている点は妥当で	利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理をルール 改定事項とすることについて、異論はない。 副食費の徴収免除者に係る経費は、都側の意見を踏まえ、 特定財源の減少として整理するよう、改めて標準区経費を	について、算定内容 (特定財源)を見直 す。	

<u>举</u> 于	準財政需要額の調整項目(つつさ) 				
	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向	
47	型給付費等)		民税非課税世帯の0歳から2歳児分の利用者負担額を廃止する。また、2号認定子どもの副食費が実費徴収とされたことに伴う整理を行うとともに、国基準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追加し、算定を改善する。利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理をルール改定事項とすることについて、異論はない。	費等について、算定内容 (扶助費)を見直す。	
48	費)	区側提案は全比例での設定となっているが、既存の給付費同様、一部固定費の設定をした上で密度補正 I により補正すべきと考えており、この点を反映させた区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。なお、現在の地域型保育給付費は、当該年度の前々年度の国庫補助実績を反映させるため、毎年度、都が把握する数値により標準区経費を設定していることから、無償化に係る通年の実績が反映可能となる令和4年度以降については、無償化対応分も含めて同様の方法により標準区経費を設定すべきと考える。	歳児の利用者負担額相当分の給付費を追加し、算定を改善する。 都側の意見を踏まえ、一部固定費を導入するなど数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 なお、標準区経費を都数値により改定することは、特別区の実態を反映する合理的な方法であると考える。	いて、算定内容(扶助 費、特定財源)を見直 す。	
49	施設等利用給付 (認可外保育施設等))	そこで、無償化に係る各区の通年の実績が反映可能となる	係る経費について、新規に算定する。 本事業は、幼児教育・保育の無償化に伴う経費を算定する ものであり、実績が判明していない現状においては、見込 数値により算定すべきと考える。 都側の意見を踏まえ、密度補正を適用するよう数値を精査 し、改めて標準区経費を設定した。	利用給付(認可外保育 施設等)について、新 規に算定する。	

<u> </u>	財政需要額の調整す	貝目(つつき)		
	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	等保護者負担軽減事業費)	また、都としては、本来各区の実績を踏まえ、標準区経費を設定すべきと考えているが、国の幼児教育・保育の無償化により都補助スキームが変更になったことに伴い、区としても適切な対応が求められていることは、都としても理解している。そこで、都補助の存続する間という条件の下ではあるが、都補助スキーム変更後の通年の実績が反映可能となる令和4年度以降の標準区経費の設定にあたっては、当該年度の前々年度の都補助実績を反映させるため、毎年度、都が把握する数値により設定することを前提に、密度補正を適用するよう数値を精査した区側修正案に沿って整理する。	て、新規に算定する。 本事業は、都の「認可外保育施設利用支援事業」に伴う経費を算定するものであり、幼児教育・保育の無償化によりて補助スキームが変更になっていることから、実績が判していない現状においては、見込数値により算定すべき考える。 本事業を恒久的な算定として取り扱うべきといった区側の従来の考え方に変わりはないが、過去の協議において区側の、都区の認識の隔たりを解消することができなかったことに鑑みると、都補助事業の終了にあわせて、算定の要否について検討することは、やむを得ないと考える。都側の意見を踏まえ、密度補正を適用するよう数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	者負担軽減事業費について、新規に算定する。 る。なお、都の補助事業が存続する間の算定とする。
51	減事業費 (区立保育所等))	都としては、本来各区の実績を踏まえ、標準区経費を設定すべきと考える。ただし、国の制度改正に伴う幼児教育・保育の無償化にあわせて実施する都補助事業に合わせて、区としても適切な対応が求められていることは、都としても理解している。 今後、各区の実績等を踏まえた検証を行い、必要に応じて見直しを実施することも念頭に、特定財源の減少として整理された区側修正案に沿って整理する。	童に対する保育料軽減に係る経費について、新規に算定する。 本事業は、幼児教育・保育の無償化にあわせて、令和元年 10月から開始された都の「保育所等利用多子世帯負担軽減 事業」に伴う経費を算定するものであり、実績が判明して	費(区立保育所等)について、新規に算定する。 なお、「区立保育所管 理運営費」の特定財源の中で算定する。

<u>季</u> 华	財政需要額の調整項			
	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
52	立認定こども園管 理運営費(1号認定 分))	償化の内容を反映させるものであることから、ルール改定 事項として整理したいと考える。 一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試 算に基づく設定となっているため、協議事項であると考え る。 当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除	利用者負担額の廃止をルール改定事項とすることについて、異論はない。 副食費の徴収免除者に係る経費は、都側の意見を踏まえ、 副食費の単価を見直すとともに、特定財源の減少として整	運営費(1号認定分)の 態容補正について、算 定内容(特定財源)を 見直す。
53	立認定こども 園管 理運営費 (2・3号 認定分))	は、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるものであることから、いずれもルール改定事項として整理したいと考える。一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試算に基づく設定となっているため、協議事項であると考える。当該経費については、国の基準により副食費の徴収が免除される者の人数を積算して設定されている点は妥当であると考えるが、事業費の計上ではなく、特定財源の減少として整理すべきであり、この点を反映させた区側修正案	利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理をルール改定事項とすることについて、異論はない。	運営費 (2・3号認定 分)の態容補正につい て、算定内容 (特定財 源)を見直す。
54	立認定こども園施 設型給付費(1号認 定分))	償化の内容を反映させるものであることから、ルール改定 事項として整理したいと考える。 一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試	利用者負担額の廃止をルール改定事項とすることについて、異論はない。	型給付費(1号認定分) の態容補正について、 算定内容(扶助費)を

	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	7 7 7 7			
55		利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理について		
	立認定こども園施	は、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反映させるもの	て、3歳から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児分	型給付費等(2・3号認
	設型給付費等(2·	であることから、いずれもルール改定事項として整理した	の利用者負担額を廃止する。また、2号認定子どもの副食費	定分)の態容補正につ
	3号認定分))	いと考える。	が実費徴収とされたことに伴う整理を行うとともに、国基	いて、算定内容(扶助
		一方で、副食費の徴収免除者に係る対応経費は、区側の試	準に基づく副食費の徴収免除者に対応するための経費を追	費)を見直す。
		算に基づく設定となっているため、協議事項であると考え		// C/2E// 0
			利用者負担額の廃止や副食費の実費化に伴う整理をルール	
		免除される者の人数を積算して設定されており、妥当であ		
		ると考えられることから、区案に沿って整理する。	以上すなこうることについて、共間はない。	
		ると与えり和なことかり、巨米に行うし置性する。		
56	(障害児通所支援	区側提案にある、幼児教育・保育の無償化に伴う経費の増	障害児通所支援事業費について、3歳から5歳児の利用者負	障害児通所支援事業費
		加分については、国の幼児教育・保育の無償化の内容を反		について、ルール改定
		映させるものであり、国の制度改正に基づくものであるこ		•
		とから、ルール改定事項として整理したいと考える。		争項として正在する。
		なお、標準区経費は、既存給付費と同様に、都数値により		
		毎年度規模を改定すべきと考える。	ついては、合理的な設定方法であり、妥当であると考え	
			る。	

図の考え方 「長秋日教の経験を発工事、道際改良工事については、決算単値による工事 東に係る工事年間に対応すとわらに、その他の景容的工事については、理论と、27年度の29年における上井が上ついて、名医で 事 年に、1 経第、共変が生態にある医子等 年俸で出すとの推究 事 1 (2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	基準	<u>基準財政需要額の調整項目(つづき)</u>				
要は、係る工事単価 単価に見直すともに、その他の投資的工事については、 中の見直し、健華工 平成25年度以降の各区 下草・地で回上交通を変します。建設・ 事は、「経済・投 労務単価の上昇率を反映した工事単価に見直すとの後案と 等 1 表質的差景になっている。 係る工事単価の見 財調制度は決賞を保険するものではない以上、決党実施だ では適正の見配しかどうかの判断は出来ない。 道直し (土木工事) 直し (土木工事) 直し (土木工事) 直し (土木工事) 直し (土木工事) 直の (土木工事) 直し (土木工事) 直の (土木工事) 直の (土木工事) 直の (土木工事) 直の (土木工事) に (土木、大田) に (土木工事) に (土木、大田) に (土木工事) に (土木、大田) に (土木工事) に (土木、大田) に (土木、大田) に (土木工事) に (土木、大田) に (土木、大田)		項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向	
	577	費の事資係直に見いては、投資事本は、人間では、大田のの事資係では、大田ののの事では、大田ののののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のでは、日のでは、大田ののでは、日ののでは、日ののでは、日ののでは、日のでは、日ののでは、日のでは、日	単価に26年度以降の各区・中でした。 とと超た もなのの 直が算とともに入り、 のととをといても数があるととが表していても数がに、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは	平成26、27年度の2か年における上昇率で、など、といいて、など、といいで、など、といいで、など、といいで、など、といいで、など、といいで、など、といいで、など、といいで、など、といいで、など、といいで、など、といいで、など、といいで、など、といいで、など、といいで、など、といいで、など、といいで、など、といいで、など、といいで、など、といいで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、	単価(建築成26年年) 実定26年年) 実には、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	

3その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
	特別交付金	る様々な行政課題に対応するために、独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでおり、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、現行割合の5%を大きく超える規模で毎年申請されている。 今年度も現行の5%を大きく超える規模で申請されていることから特段の状況の変化もなく、これらの財政需要を着実	及び「算定ルールの見直し」について提案する。 (特別交付金の割合の引き下げについて) 各区が安定的な財政運営を行うためにも、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による算定を優先するべく、特別交付金の割合を引き下げるべきと考える。現行割合の5%については、平成19年度財調協議において、配分割合を55%とすることと合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から突然示されたものだが、都側が配分割合の変更とセットであるとして譲らな	る。 児童相談所開設準備経 費について、算定ルー ルを見直す。

3その他関連する項目(つづき)

No.	<u>グ他男連9る項日</u> 項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
4	特別交付金 (つづき)	(算定ルールの見直しについて) 区側から、「児童相談所の開設の促進は社会的要請に的確に応えるものであり、現在の取り扱いよりも充実させることが必要であることから、2分の2の交付率とすべき」との考えが示されたが、区有施設の用地取得や建設に要する経費を都区で合意したルールに基づき算定しており、庁舎などの他の区有施設も同様の交付率の取り扱いは妥当なものと考える。 他方、区側から、「地方交付税においても整備費の2分の1相当額が措置されることとなる」ことが示された。特別交付金のルールでは、地方交付税の算定対象であるが、都区財政調整おいては普通交付金の算定対象とはなっていない財政需要については、特別交付金において、地方交付税に関する法令の規定による算定方式に準拠した交付税に関する法令の規定による算定方式に準拠した交付策定しており、児童相談所の開設前の施設整備費は、既に算定済のものについてはその内容を修正・変更することはで第のものについてはその内容を修正・変更することは、児童相談所の開設年度に、その同額を普通交付金で追加算定す	(算定ルールの見直しについて) すでに特別区は児童相談所設置市として国から政令指定を受けており、その開設が間近につているが、現在は一部しか開設準備経費が算定されていない。各区が円滑に準備を進めていくためにも、十分な財源の確保が必要と。これまで、児童相談所の開設準備経費は4分の1相当に当れており、また、人件費については算定されている。地方を付税において、基準で見重虐待の2分の1相当的が合い。地方ととなっており、オールを開設を10元に促進しているとなっためには、開設を2分の2に見進していることがら、過年度分も含め、交付率を2分の2に見重すべきと考える。児童福祉法の改正の趣旨として、国は、児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増が応きと考える。児童福祉法の改正の趣旨として、国は、児童虐待相談対応中から改め、が続くとともに、複雑・田がなりに見重相談が応申心にきめ細かな対応が求められている」としている。特別区は児童相談所設置市として国から政令指定を受け、職員の確保・育成などを十分に図ること考えている。	まとめの方向

3その他関連する項目(つづき)

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
- 101	減収補填対策	年度途中の調整税の減収対策について、減収補填債のうち 赤字債部分は、大幅な減収があったことだけをもって発行 が認められる訳ではなく、5条債を充当してもなお、適正な 財政運営を行うために必要とされる財源に不足が生ずると 認められる場合に限り、発行が認められるものである。 なお、区側から、「総務省に照会したところ、対応策の構 築に向けて、現在検討中である旨の回答を得た」との発言 があった。都としても、総務省が内部における検討を始め	区側としては、調整税の一定割合は特別区の固有財源としての性格を有する以上、都税であることを理由に、一般の市町村がとりうる減収補填対策に見合う対応策を特別区だけが講じられず、それに代わる方法すら無いのは、制度上問題であると考えている。 そこで今回、本件について改めて区側から総務省に照会したところ、対応策の構築に向けて、現在検討中である旨の	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。
	(調整税に係る過 誤納還付金の取り 扱い)		過去の財調協議では、都財政に影響があり、交付金の原資に反映すべきとする都側の主張に対して、区側に負担を求めるのであれば、都区の役割分担の変更と同じことであり、配分割合の見直しが必要であることを申し上げてきた。このような協議を続けている一方で、都は、平成17年度以降、毎年、区との合意のないまま、一方的に国に対して法令改正の要請を行っている。例年申し上げているが、これは都区の信頼関係に係ることであり、改めていただきたい。	

3その他関連する項目(つづき)

No. 項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
3 都市計画交付金		都市計画税本来の趣旨を発表する。 近年の傾向を見ると、特別区が実施ないのでででである。 近年の傾向を見ると、特別区が実施ないのでででである。 近年の傾向を見ると、特別区が実施ないのででででである。 特別区の都市計画交付金別を増加ではなりのでででででででである。 特別区の都市計画交付金別でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	

4 財源を踏まえた対応

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
- 1		現在の協議状況及び高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎え、施設の老朽化対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、今年度の台風による豪雨被害や、今後30年以内に70%の確率でマグニチュード7級の首都直下地震が起こると予測されていることを考えると、災害時における避難場所等となる公共施設の必要な改築は適時行うことが求められるため、区側の提案については、都側としても異論はない。なお、昨年度の協議で整理したとおり、公共施設改築需要の集中期の対応についても、関目別、標準施設別の再調整及び臨時的算定についても、費目別、標準施設別	改めて令和2年度財源見通しが示されたが、市町村民税法人分について税制改正による減額が見込まれるものの、地方消費税について税率の引き上げや暦日要因などにより、普通交付金の財源は、所要額に比べ上回る見込みであるとだった。今回の協議においても、一部の事業で都区の考え方を一致させることができておらず、継続検討課題とした項目っていると考えている。一方、高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎え、施設の老朽化対策が喫緊の課題となっていることは、都区の共通認識として確認したものとなってい	公共施設改築工事費を臨時的に算定する。

令和元年度都区財政調整 (再調整)

No.	項目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
1 元		を改めて見直した上で、基準財政収入額に森林環境譲与税を算入したことに伴い、相当額を基準財政需要額で算定するための経費について、再算定で算定すべきと考える。一方、区側からは風しん追加的対策に係る経費やマイナバーカードの普及推進に係る経費などについて、算定する風しん抗体検査及び号が接種の追加的対策に係る経費を一括で算定する経費、基準財政収入額に森林環境でる経費を算入したことに伴い、相当額を基準財政に森林環境で資定する経費及び今年度の台風による豪雨被害や、今後30年以内に70%の確率でマグニチュード7級の首都直下地難場所起こると予測されていることを踏まえ、災害時に避難場所	その点について異論はないが、区側としては、再調整で算定すべきその他の事業として、本来、標準算定すべき事業であるにもかかわらず、過去の協議等により未算定といる事業や、特別区の実態と大幅な乖離が生じている事業などについて、優先的に算定すべきと考える。 具体的には、建築基準法に基づく防火設備点検に係る経費や、産後ケア事業費、国保情報集約システムや保険給付も等の収納事務に係る経費、また、地域交流施設や子ど時の収納事業費の見直し、公共施設改築経費の算定が挙げられる。 このほか、協議の時期などの理由で対応しきれなかった風しん追加的対策に係る経費や、今年の6月に国から方針が示されたマイナンバーカードの普及推進に係る経費について	る経費、森林整備等に 要する経費、首都直下 地震等に対する防災・ 減災対策としての公共 施設改築経費の3項目に ついて整理する。